

入札制度が変わりました

- 暴力団員等※や、役員に暴力団員等※がいる法人は、買受人となれません
- 暴力団員等※から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません

※「暴力団員等」とは、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。

入札時に下記の各書面の提出が
入札書ごとに 必要になります。

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書** (個人・法人を問わず)

※入札時に提出がないと入札無効となります (追完不可)。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。提出後の訂正はできません。

★注意! 「陳述」欄の「☐ 自己の計算において…ありません」の口の
チェックは、「他人から資金の提供を受けて入札に参加する場合」など(なお、
入札者自身が資金を金融機関等から借り入れる場合は通常含まれません。)
にチェックするものです。誤ってチェックすることのないようにしてください。

住民票

(個人の場合)

資格証明書

(法人の場合)

※入札時に提出がないと入札無効となります (追完不可)。

※住民票は、生年月日・性別の記載があり、マイナンバーの記載のないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し (宅地建物取引業者の場合)

※有効期限内のものを提出してください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年 7月29日

さいたま地方裁判所第3民事部

裁判所書記官 伊 藤 美 保

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年 8月20日から 令和 7年 8月27日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 7年 9月 3日 午前10時00分 場 所 さいたま地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7年 9月17日 午前10時00分 場 所 さいたま地方裁判所第3民事部
特別売却 実施期間	令和 7年 9月 8日 午前 9時10分から 令和 7年 9月12日 午後 5時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年 7月29日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	7,570,000 6,056,000	一括	1,514,000	30,516	8,947
1	60,000				
2	2,900,000				
3	4,610,000				
				</	



物 件 目 録

1 所 在 川口市大字大竹字前
地 番 157番3
地 目 公衆用道路
地 積 91平方メートル
共有者 A 持分77165分の10789

2 所 在 川口市大字大竹字前
地 番 157番8
地 目 宅地
地 積 107.89平方メートル
所有者 A

3 所 在 川口市大字大竹字前 157番地8
家屋 番号 157番8
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺2階建
床 面 積 1階 48.02平方メートル
2階 29.81平方メートル
所有者 A



物 件 明 細 書

令和 7年 5月 8日

さいたま地方裁判所第3民事部

裁判所書記官 伊 藤 美 保

1 不動産の表示

【物件番号1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号3】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

1 所 在 川口市大字大竹字前

地 番 157番3

地 目 公衆用道路

地 積 91平方メートル

共有者 A 持分77165分の10789

2 所 在 川口市大字大竹字前

地 番 157番8

地 目 宅地

地 積 107.89平方メートル

所有者 A

3 所 在 川口市大字大竹字前 157番地8

家屋 番号 157番8

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺2階建

床 面 積 1階 48.02平方メートル
2階 29.81平方メートル

所有者 A

令和 6年(ヌ)第 117 号
令和 6年11月28日受理
令和 7年 1月24日提出

現況調査報告書

さいたま地方裁判所
執行官 伊 澤 浩

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 川口市大字大竹字前
地 番 157 番 3
地 目 公衆用道路
地 積 91 平方メートル
共有者 A 持分 77165 分の 10789

2 所 在 川口市大字大竹字前
地 番 157 番 8
地 目 宅地
地 積 107.89 平方メートル
所有者 A

3 所 在 川口市大字大竹字前 157 番地 8
家屋 番号 157 番 8
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺 2 階建
床 面 積 1 階 48.02 平方メートル
2 階 29.81 平方メートル
所有者 A



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	住居表示未実施		
土地	物件1、2		
現況地目	☒ 宅地(物件2) ☒ 公衆用道路(物件1) ☐ (物件)		
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者(債務者) ☐ その他の者 上記の者が物件2の土地に下記建物を所有し、占有している 物件1の土地は公衆用道路として一般の利用に供されている ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項	☒ 物件1の土地の持分 77165分の10789		
建物	物件3		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる(☐ 主である建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類: 構造: 床面積:		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者(債務者) ☐ その他の者 上記の者が本建物を居宅として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 令和 平成 年()第 号 保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■債務者	1 物件3の建物には私と妻が住んでいます。建物内で猫を3匹飼っています。経年劣化や猫による壁や床の傷みがあります。 2 物件3の建物の1階は、十数年前に私が体を壊して車椅子を使用するようになったので、二部屋つづきの和室の敷居を取ってフローリングの一部屋の洋室にしました。 3 物件3の建物の1階西側部分は、何年か前に雨漏りがありました。現在は雨漏りはありませんが、天井に染みが残っています。 4 土地の境界について近隣と問題になっていることはありません。物件1の土地は、道路として共有ですが、利用について特段の取り決めはありません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

- 1 現況及び関係人の陳述欄記載の状況から、本件物件の占有状況を2枚目記載のとおり認めた。
- 2 本件物件の状況は、土地建物位置関係図、建物見取図及び添付写真のとおりである。
なお、添付した公図は、本件土地に関する部分のみ（抜粋）である。
- 3 (1) 物件1の土地は、隣接する下記4の土地（道路）から物件2の土地に向けて登り勾配となっている。
(2) 物件2の土地は、東側に隣接する土地とコンクリート擁壁で区画されており、同土地から約1.5m低くなっている。
(3) 物件2の土地の東端付近に大きさ約1.8m×約0.8mのスチロール製管理物置（動産）がある。
(4) 物件3の建物は、1階西端付近の天井に雨漏り痕が見られた（添付写真⑤参照）ほか、台所の床や2階廊下に緩みがある。
(5) 物件3の建物内で猫が3匹飼育されている。ペット臭は感じられなかった。猫及び経年劣化等によると思われる壁面の傷みが見られた（添付写真⑩参照）。
- 4 物件1の土地に接面する158番2及び159番2の土地は、いずれも川口市所有の田（現況：公衆用道路）である。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
6年12月4日(水) 10:20-10:40	物件所在地	物件確認、周囲見分、写真撮影 債務者に面接、事情聴取 現況調査催告書手交
6年12月5日(木) 8:45-8:55	川口市役所固定資産税 課	建物見取図取得
6年12月5日(木) 9:05-9:10	さいたま地方法務局川 口出張所	周辺土地登記事項要約書取得
6年12月24日(火) 12:55-13:35	物件所在地	立入調査、占有確認、写真撮影 債務者立会、同人から事情聴取 評価人同行
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建 物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

イ 129-3
ロ 20-2
ハ 22-1
ニ 22-5
ホ 152-2
ヘ 16-12
ト 155-4
チ 24-4
リ 25-4
ヌ 27-1
ル 29-7
ハ 29-7

(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	川口市大字大竹字前			地番	157番3		
出力縮尺	1/600	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)			補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(さいたま地方法務局川口出張所管轄)

令和6年11月7日

さいたま地方法務局

地図整理番号：M88230

登記官

0550286

新157-8-51-6. -8~12

55.8.13

地積測量

157-8-51-6. -8~12
-8, -9, -10, -11, -12

地番

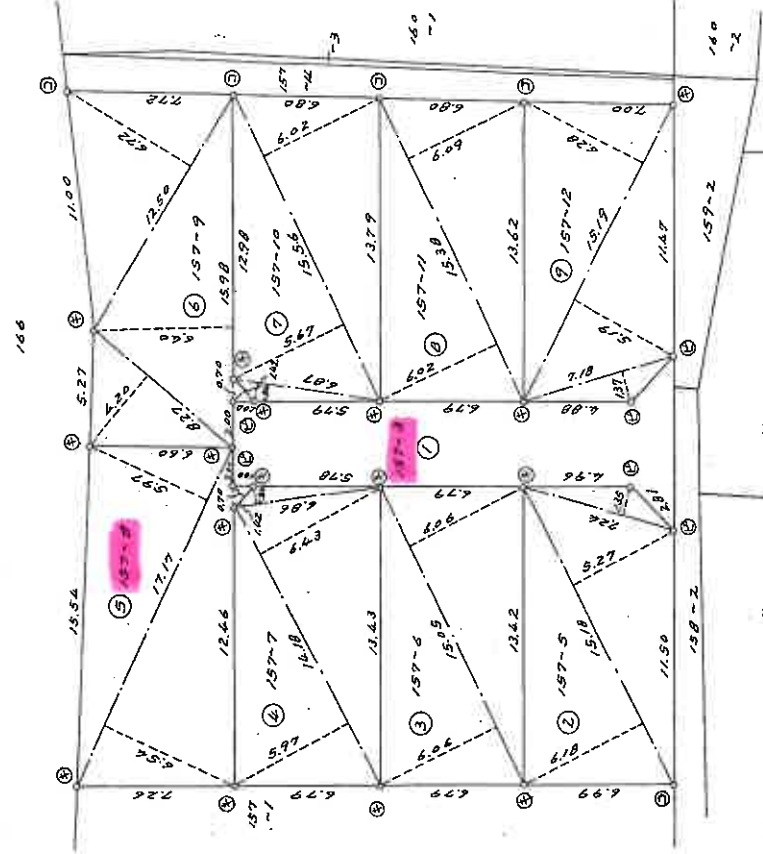
土地の所在 川口市文野大竹塚前

地積及求積の方法(距離単位M)

符号	地番	算式	1/2	地積
②	157-5	$15.10 \times (6.10 + 5.27)$	-	86.7055
		7.24×1.35	"	9.7725
③	157-6	$15.05 \times (6.06 + 6.06)$	-	91.2030
		$14.10 \times (5.97 + 6.43)$	-	87.9160
④	157-7	6.06×0.04	-	2.8812
		計		90.7972
⑤	157-8	$17.17 \times (5.97 + 6.94)$	-	107.39835
		1.42×0.20	"	0.4970
		計		107.89535
⑥	157-9	8.27×4.20	-	17.3670
		15.98×6.40	-	51.1360
		12.50×6.72	-	42.0000
		1.42×0.70	-	0.4970
		計		111.0000
⑦	157-10	6.87×0.04	-	2.8854
		$15.56 \times (5.57 + 6.02)$	-	90.9482
⑧	157-11	$15.38 \times (6.07 + 6.02)$	-	93.8336
		$15.17 \times (6.28 + 5.19)$	-	87.11665
⑨	157-12	7.18×1.37	-	4.9183
		計		92.83275
①	157-3	②~⑨	合計	771.6805
				863.37 - 771.68
				91.69

物件(2)

物件(1)



凡例	境界線の種類	記号	境界線の幅	記号	境界線の種類
①	石	⑦	プラスチック杭	①	境界線の種類
②	コンクリート杭	⑧	金属杭	②	境界線の種類
③	金属杭	⑨	計	③	境界線の種類

製作者 土地家屋調査士 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇月〇日作製

土地家屋調査士 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇月〇日作製

TEL 0422(05) 1-8220 (埼玉土地家屋調査士会用品)

縮尺 1/250

代表取締役

申請人

登記年月日：昭和57年6月15日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(さいたま地方方法務局川口出張所管轄)

令和6年11月7日

さいたま地方方法務局

登記官

(8 枚目)

各 階 平 面 図

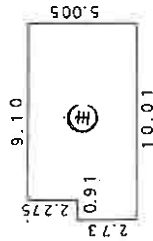
0070141

家屋番号
157-8

建物の所在
川口市大字大竹字前157番地8

建 物 各 階 平 面 図

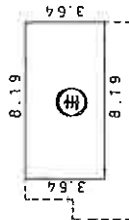
1 階



床面積計算表

2.275 X 9.10	=	20.7025
2.73 X 10.01	=	27.3273
合計		48.0298
面積		48.02 ㎡

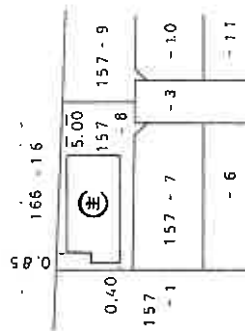
2 階



床面積計算表

3.64 X 8.19	=	29.8116
面積		29.81 ㎡

物件(3)の建物



作製者
土地調査士
家屋

(昭和57年6月10日作成)

(埼玉土地家屋調査士会 用紙)

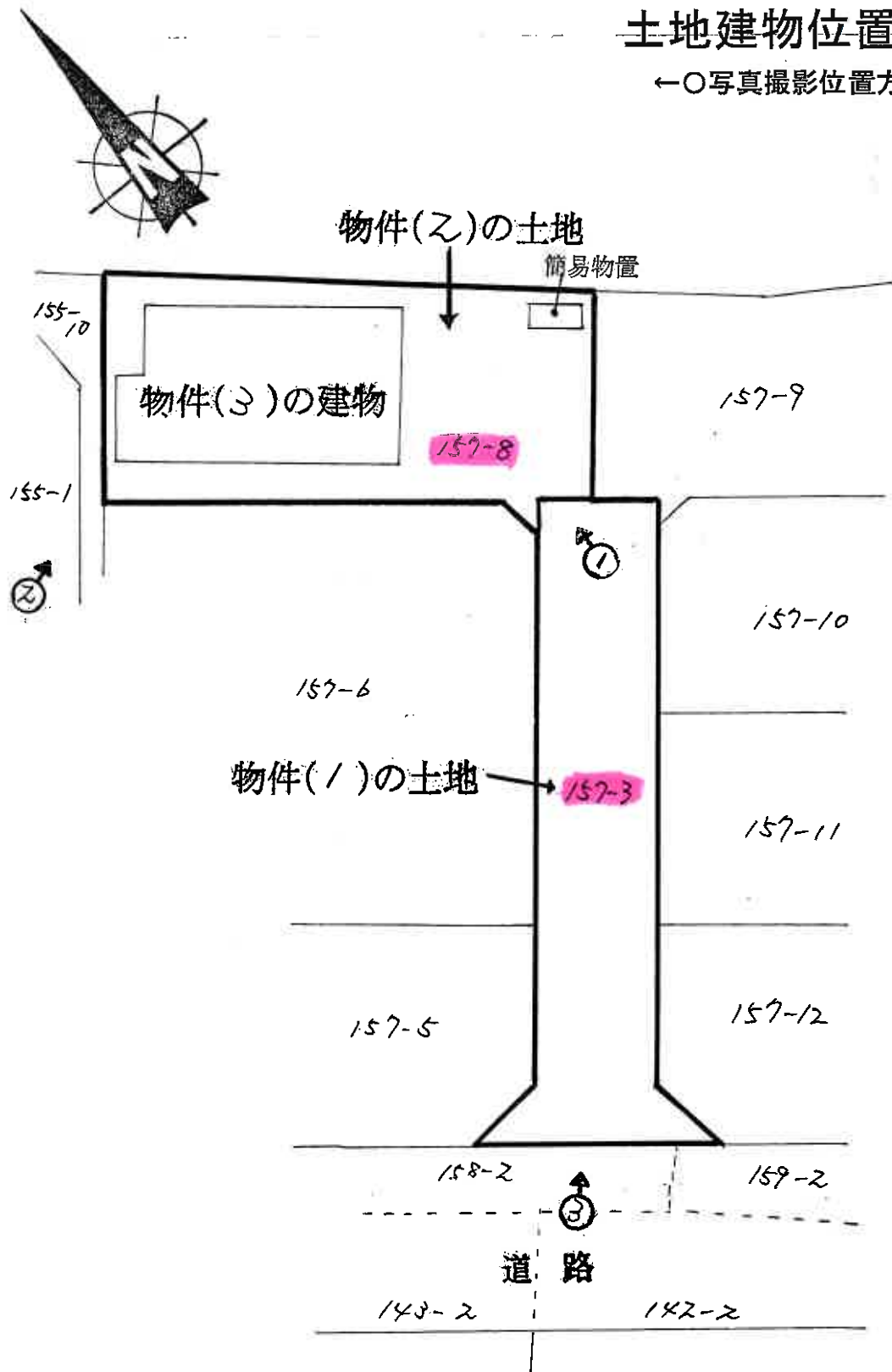
縮尺
1/250

申請人

縮尺
1/500

土地建物位置関係図

←○写真撮影位置方向を示す

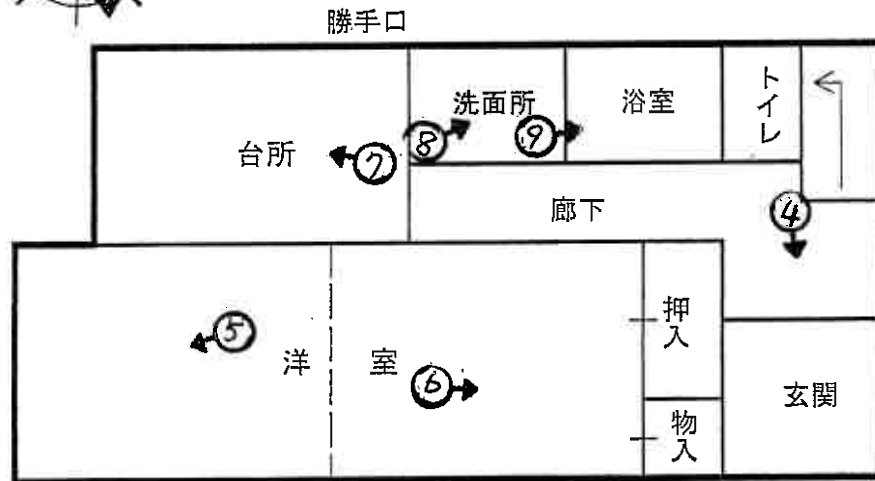


※本図は概略の参考図であり、正確な形状、面積等を表すものではない

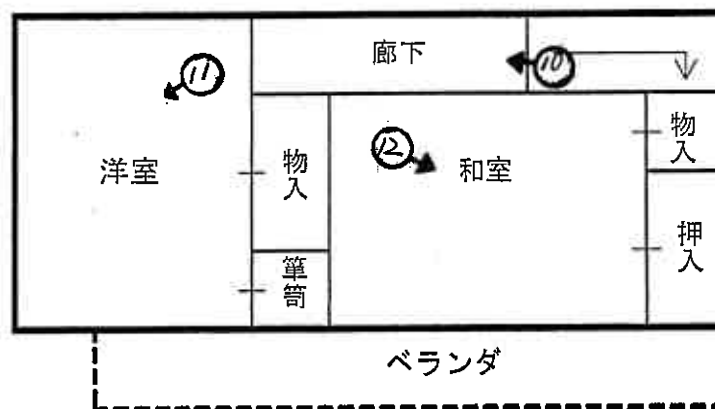
建物見取図

←○写真撮影位置方向を示す

物件（３）の建物



1 階



2 階

※本図は概略の参考図であり、正確な形状、面積等を表すものではない





④
物件3内部
の状況（以
下同）



⑤



⑥



⑦



⑧



⑨



⑩



⑪



⑫

令和 6 年（ 又 ） 第 117 号
令和 6 年 12 月 24 日 現地調査
令和 7 年 2 月 3 日 評 価

さいたま地方裁判所

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
風 岡 淳 一

物 件 目 録

- 1 所 在 川口市大字大竹字前
地 番 1 5 7 番 3
地 目 公衆用道路
地 積 9 1 平方メートル
共有者 A 持分 7 7 1 6 5 分の 1 0 7 8 9
- 2 所 在 川口市大字大竹字前
地 番 1 5 7 番 8
地 目 宅地
地 積 1 0 7 . 8 9 平方メートル
所有者 A
- 3 所 在 川口市大字大竹字前 1 5 7 番地 8
家屋 番号 1 5 7 番 8
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺 2 階建
床 面 積 1 階 4 8 . 0 2 平方メートル
2 階 2 9 . 8 1 平方メートル
所有者 A



第1 評価額

一 括 価 格	
金 7, 5 7 0, 0 0 0 円	
内 訳 価 格	
物件1（土地）	金 6 0, 0 0 0 円
物件2（土地）	金 2, 9 0 0, 0 0 0 円
物件3（建物）	金 4, 6 1 0, 0 0 0 円

- ① 一括価格は、物件1～3の各不動産について、一括売却（民事執行法 6 1 条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件2の内訳価格は物件3のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法 5 8 条 4 項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

物件 番号	所 在 等	登 記	現 況
1・2	所 在 地 番 地 目 地 積	別紙物件目録記載のとおり	
3	所 在 家 屋 番 号 種 類 構 造 床 面 積	別紙物件目録記載のとおり	
物件 番号	特 記 事 項		
	な し		

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じである。

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1・2）

位 置 ・ 交 通	ＪＲ京浜東北線「川口」駅の北東方約5,400m(直線距離)に位置する。	
付 近 の 状 況	小規模一般住宅が建ち並ぶ地域である。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	市街化区域 第1種住居地域 60% 200% なし 高さ制限22m以下（景観計画）
画 地 条 件	地 積 形 状 地 勢 そ の 他	107.89㎡（物件2） ほぼ長方形（物件2） ほぼ平坦
接面道路の状況	南西約4m舗装私道（建築基準法上の道路）にほぼ等高接面	
土地の利用状況等	（物件3）建物の敷地	
供給処理施設	上 水 道 ： あり ガ ス 配 管 ： あり 下 水 道 ： あり ※敷地内までの引込がある場合を「あり」、そうでない場合を「なし」としている。	
特 記 事 項	物件1は上記私道敷（建築基準法第42条1項5号）として利用されている。 物件2土地は東側隣接地より約1.5m低くなっている。 物件2土地の東端付近にスチール製物置（動産）がある。 物件2土地上に存する樹木の枝が北西側隣接地に越境している。	

2 建物の概況及び利用状況（物件3）

区 分	主である建物
建築時期及び 経済的残存等 耐用年数	建築年月日（登記記載）：昭和57年6月5日新築 経過年数：約43年 経済的残存耐用年数：－
仕 様	構造：木造 屋根：瓦葺 外壁：サイディング、その他 内壁：クロス貼り、京壁 天井：石膏ボード、合板 床：フローリング、畳 設備：電気、ガス、給排水等 その他：特になし ※アスベストの存否は不明
床面積（現況）	前記第3目的物件欄のとおり
現況用途等	前記第3目的物件欄のとおり
品 等	使用資材：普通 施工：普通
保守管理の状態	劣る（全体的に老朽化している）
建物の利用状況	所有者が居宅として利用している。
特記事項	物件3建物内で猫が3匹飼われている。壁のクロスには猫によるものと思われる傷が随所に見られる。 所有者によれば何年か前に雨漏りがあったとのことであり、物件3建物の西側の部屋の天井にはシートのようなものを貼って処置をした箇所が見られる。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件2（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ×オ
2	120,000	1.00	107.89	0.80	10,360,000

※計算表における計算結果である総額(円)については、原則として万円未満を四捨五入とし、総額が万円未満の場合は、千円未満を四捨五入とし、千円未満の場合は千円とする(以下同じ)。

ア 標準画地価格（公示地価格等からの規準）

基準地 川口-17

$$\begin{array}{ccccccc} \text{公示地価格等} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\ 122,000\text{円/㎡} & \times & 101/100 & \times & 100/100.0 & \times & 100/103 & \div & 120,000\text{円/㎡} \end{array}$$

◇時点修正：公示地価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：公示地等は概ね標準的である。

◇地域格差：公示地等の所在する地域は対象地域に比し、街路条件が優る。

イ 個別格差：特になし

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態、更地化の難易の程度等を考慮した。

② 物件1（土地）

物件1は私道敷であるので、当該土地の性格等を考慮して土地価格を求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地 積 (㎡) ウ	共有持分 割合 エ	土地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	120,000	0.05	91	10,789 / 77,165	80,000

個別格差：価値率を5%と査定

③ 物件3（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
3	160,000	77.83	0.03	370,000

ウ 現価率：建物の現況及び市場性等を考慮して査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
2	10,360,000	0.60	法定地上権	6,220,000

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
2	10,360,000	-6,220,000		1.0	0.7	2,900,000
3	370,000	+6,220,000	1.0	1.0	0.7	4,610,000
1	80,000			1.0	0.7	60,000
一括価格（合計）						7,570,000

ウ 占有減価修正：なし

エ 市場性修正：なし

オ 競売市場修正：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

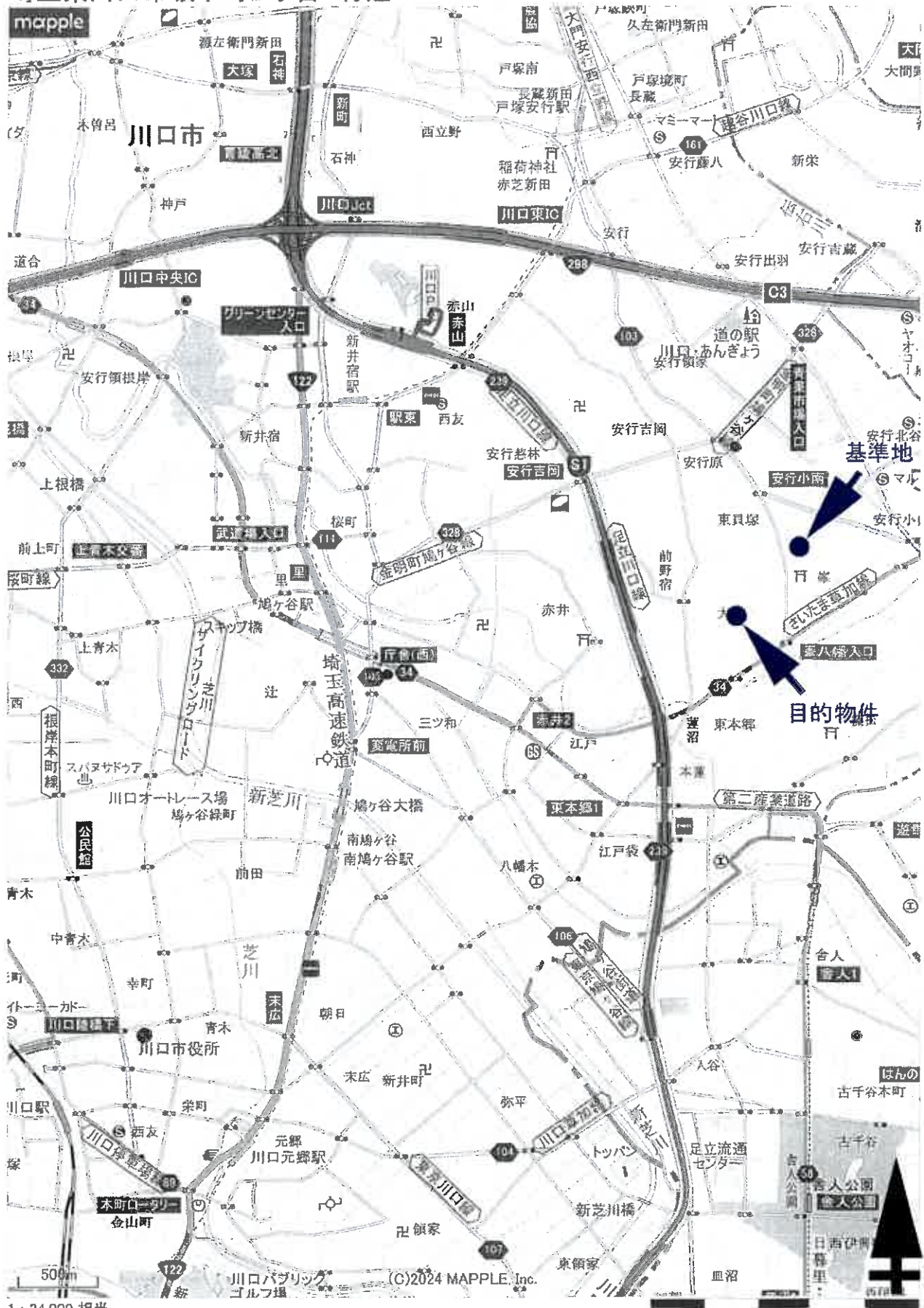
第6 参考価格資料

基準地価格 (川口-17)
所在 : 川口市大字峯字後1502番3
価格 : 122,000円/㎡
位置 : J R 京浜東北線「川口」駅約6,900m(道路距離)
価格時点 : 令和6年7月1日
地積 : 126㎡
供給処理施設 : 水道・ガス・下水
接面道路 : 北4.0m市道
用途指定等 : 第1種住居地域(建蔽率60%、容積率200%)
地域の概要 : 小規模の一般住宅が建ち並ぶ郊外の住宅地域

第7 附属資料

- 1 位置図
- 2 公図写
- 3 地積測量図写
- 4 建物図面・各階平面図写

埼玉県川口市坂下町2丁目 付近

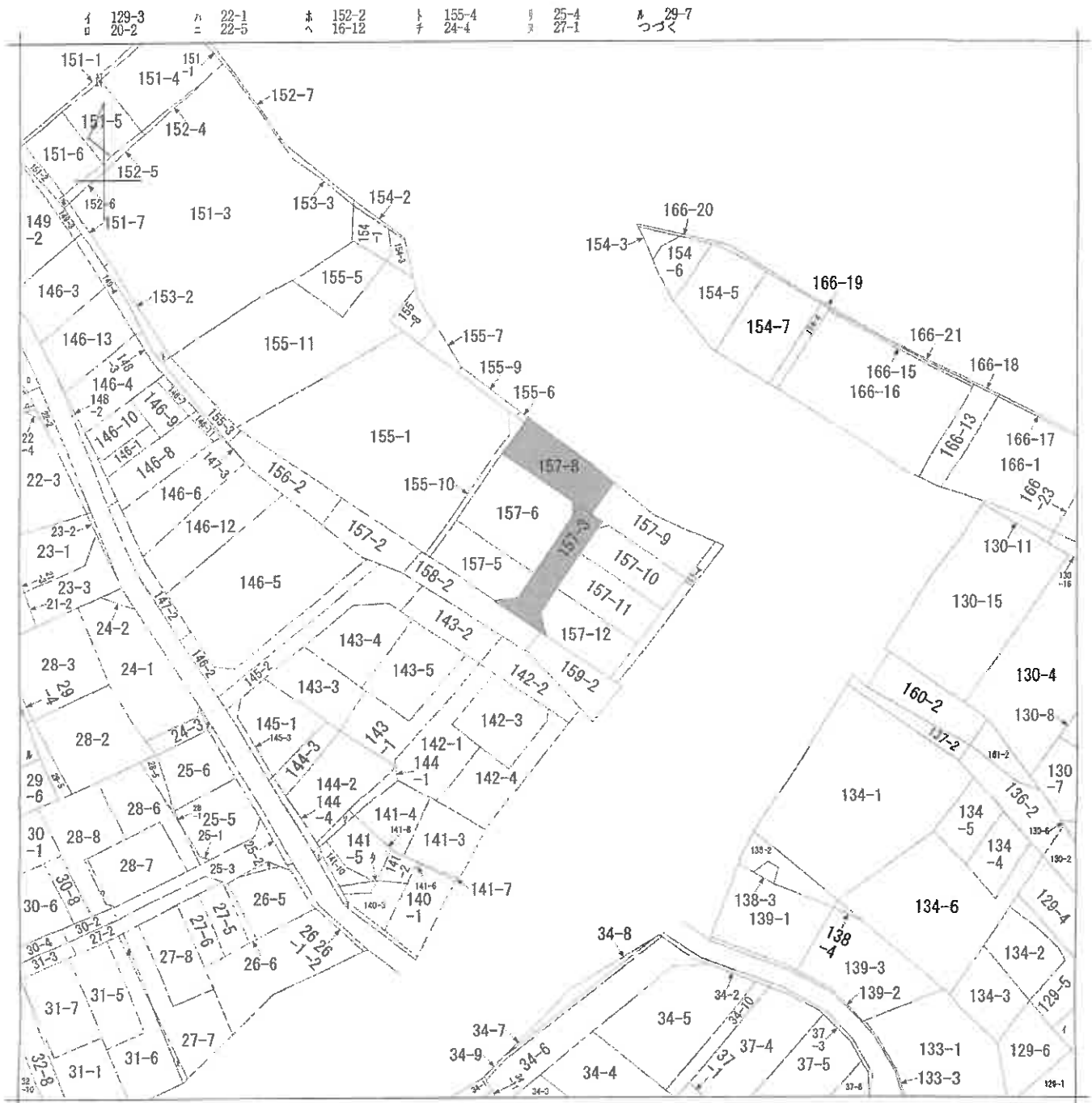


1 : 34,000 相当

地図上の1センチは 約 340 メートル
印刷中心は 東経 139度44分45秒 北緯 35度49分42秒

スーパーマッフルデジタル25

株式会社マッフル



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	川口市大字大竹字前			地番	157番3		
出力縮尺	1/600	精度区分		座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		
作成年月日				備付年月日(原図)	補記事項	旧土地台帳附属地図		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(さいたま地方法務局川口出張所管轄)

令和6年11月7日

さいたま地方法務局

地図整理番号：M88230

登記官

(1/2)



A3をA4に縮小

マ 29-8
ワ 30-5
カ 31-4
コ 140-2
ク 140-4
シ 141-9
ソ 144-5

0550286

新157-3.-57-6.-8~12

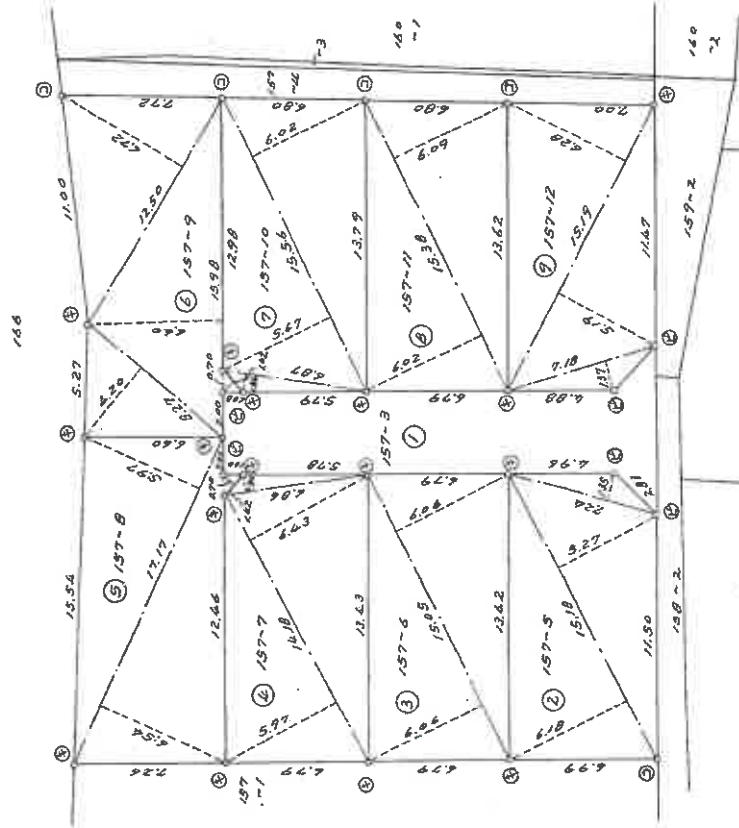
55.8.13

地積測量図

地番	157-3.-5.-4.-7. -8.-9.-10.-11.-12.
土地の所在	川口新大塚大竹駅前



符号	地番	算式	地積
②	157-3	$15.10 \times (6.10 + 3.27) \div 2$ 7.24×1.35 計	86.7035 4.8720 91.5755
③	157-6	$15.05 \times (6.06 + 6.06) \div 2$ $14.18 \times (5.97 + 6.43) \div 2$ 6.86×0.84 計	91.2030 87.7160 2.0812 90.7972
⑤	157-8	$17.17 \times (5.97 + 6.84) \div 2$ 1.42×0.70 計	107.3783 0.4970 107.8753
⑥	157-9	8.27×4.20 15.98×6.60 12.50×6.72 1.42×0.70 計	17.3670 51.1360 42.0000 0.4970 111.0000
⑦	157-10	6.87×0.84 $15.56 \times (5.47 + 6.02) \div 2$ 計	2.8854 50.9402 93.8256
⑧	157-11	$15.38 \times (6.07 + 6.02) \div 2$ $15.17 \times (6.28 + 5.18) \div 2$ 7.18×1.37 計	93.7257 87.1145 4.7183 92.0325
⑨	157-12	計	91.69
①	157-3	$86.537 - 77.848$	8.689



凡例	境界線の補正	境界線の補正	境界線の補正	境界線の補正
①	石杭	②	境界線の補正	境界線の補正
③	境界線の補正	④	境界線の補正	境界線の補正
⑤	境界線の補正	⑥	境界線の補正	境界線の補正

作製者 土

申請人

縮尺 1/250

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(さいたま地方方法務局川口出張所管轄)
令和6年11月7日 さいたま地方方法務局

登記官

登記年月日：昭和57年6月15日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(さいたま地方方法務局川口出張所管理)

令和6年11月7日 さいたま地方方法務局

登記官

0070141

各階平面図

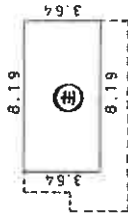
1 階



床面積計算表

2.275 X 9.10	=	20.7025
2.73 X 10.01	=	27.3273
合計		48.0298
面積		48.02 ㎡

2 階



床面積計算表

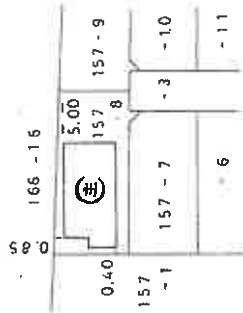
3.64 X 8.19	=	29.8116
面積		29.81 ㎡

家屋番号 157-8

建物の所在

川口市大字大竹字前157番地8

SS7-6、15
建物各階平面図



作製者

昭和57年6月10日作成

縮尺 1/250

申請人

縮尺

1/500